

日中サービス支援型共同生活援助に対する吹田市地域自立支援協議会の評価等について

1 評価等の趣旨

平成 30 年 4 月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）の改正に伴い、共同生活援助（グループホーム）の新たな類型として「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されました。

当該サービスについては、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「基準省令」という。）第 213 条の 10 において、指定申請及び運営に当たり、協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下、「協議会等」という。）による評価を受けるとともに、協議会等からの必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと規定されており、本市では吹田市地域自立支援協議会（以下、「吹田市協議会」という。）に対し運営方針や事業の実施状況を説明し、吹田市協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと吹田市日中サービス支援型共同生活援助における協議会の評価等に関する実施要領（以下、「評価等事務処」）定めております。

2 日中サービス支援型共同生活援助の概要

日中サービス支援型共同生活援助は、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助（グループホーム）の新たな類型です。

施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的役割を担うことが期待されています。

- ・利用者に対し、共同生活住居において昼夜を通じた介護等の支援を提供します。

（利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げるものではありません）

- ・地域で生活する障がい者の緊急一時的な支援等に応じるため、宿泊の場を提供することを目的として短期入所（空床型を除く）を併設します。
- ・共同生活援助の住居は、入居定員を 2 人以上 10 人以下とし、利用者の支援に支障がない場合は一つの建物に複数の共同生活住居を設けることが可能とし、一つの建物の入居定員の合計は 20 人以下とする。

・

3 吹田市地域自立支援協議会における評価等について

(1) 事業所指定及び運営に関する実施状況の評価等について

障害者総合支援法において、「日中サービス支援型共同生活援助事業者（以下、「事業者」という。）は、日中サービス支援型共同生活援助の提供に当たっては、協議会等に対して定期的に

日中サービス支援型共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと規定されています。

本市においては、吹田市協議会が事業者から運営方針や事業の実施状況の説明を受け、評価等を実施することを吹田市日中サービス支援型共同生活援助における協議会の評価等に関する実施要領（以下、「評価等実施要領」という。）に規定し、また、その取扱いについては吹田市日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価等に関する事務取扱要領（以下、「事務取扱要領」という。）に規定しています。

（２）日中サービス支援型共同生活援助の評価等の必要性

日中サービス支援型共同生活援助は、利用者のニーズに応じて、日常の介護をはじめ、利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援を行うこと、利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されているなど、地域に開かれたサービスにすることにより、当該サービスの質の確保を図ることが必要となります。

事業者において、報酬体系の内容から、利用者を抱え込み、日中サービス支援型共同生活援助の趣旨と異なる運営にならないように、協議会等において評価する必要があると考えています。

（３）日中サービス支援型共同生活援助の評価等の流れについて

事務取扱要領第５条の規定に基づき取り扱います。

ア 指定申請時の評価等について

吹田市協議会は、日中サービス支援型共同生活援助を行おうとする者から事業所指定の申請に当たり、事業の運営方針や実施方法等を事業計画シートにより報告を受けて、それに対する評価を行う必要があります。

事業計画について委員から意見があれば、その内容を事業者に伝え、事業計画の改善等を促します。

イ 事業指定後の定期的な評価等について

基準省令には、日中サービス支援型共同生活援助のサービスの質の確保を図る観点から、定期的に少なくとも年に１回以上は、協議会等において当該サービスの評価等を行うことと規定されており、吹田市協議会で事業の運営方針や実施方法等を事業計画シートにより報告を受けて、それに対する評価を行う必要があります。

事業計画について委員から意見があれば、その内容を事業者に伝え、事業計画の改善等を促します。

【吹田市協議会の開催予定及び書類提出について（めやす）】

種 類	開催予定月 (毎年度)	提出締切	提 出 書 類
新規指定	6月	吹田市協議 会が指定 する期日	日中サービス支援型共同生活援助評価申込書 (事務取扱要領様式第1号)
	10月		
定期報告	3月		日中サービス支援型共同生活援助事業計画シート (事務取扱要領様式第2号)

※日程等は年度によって変更となる可能性があります。

(4) その他

吹田市協議会において評価等を実施した結果については、事務取扱要領第6条の規定に基づき取り扱うこととします。